

（午後1時55分 再開）

○議長（土井裕美子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

○議長（土井裕美子君）順番12、17番 岡さん。

〔17番（岡 弘悟君）登壇〕

○17番（岡 弘悟君）皆さん、こんにちは。最後から2番目ですね。一番しんどい時間帯ですけども、ちょっとつき合っただけがあればありがたいです。

今回の質問項目は大題で三つです。

まず、一つ目から行きます。避難所運営の改革で避難弱者の受け入れを。

台風や有事の場合、本市でも多くの避難所が開設されています。基本的に避難指示が出れば自己判断のもとに避難所に向かうか判断するのですが、避難所に行きたくても行きづらい多くの方がおられます。それは高齢者の方々もそうなのですが、ここでは例えば、赤ちゃんや小さな子どもがいらっしゃる方、年頃の女性、障がいを持たれている家族がいる家庭など、避難所には行けるがその避難所での共同生活、共同空間で気を遣う方々についてお伺いしたいと思います。

もちろん、避難所であるので快適に過ごす場所ではないのは理解しておりますが、他人の迷惑になるから行きづらい、行きたいけど知らない男性の横で眠るのは少し怖いといった声があります。これからの避難所のあり方は、このような避難弱者が避難しやすい環境づくりも必要ではないでしょうか。授乳室やトイレ、障がいを持っておられる方々への配慮など、ただ単に避難する場所の提供だけでは避難できない方が多くおられる現状を鑑み、

以下質問いたします。

小項目の1、現状、本市で授乳室や女性用トイレなどを設けている避難所はありますか。もしあればお教えてください。

2、本市の避難所の基本的な考え方と避難弱者については把握しておられるのか、お教えてください。

3、避難所は安全性の確保が大事なのは理解しておりますが、安全性の確保をしたくてもできない、行きづらい人たちへの配慮は必要だとお考えでしょうか。

4、全国的に避難指示が増えつつある現代、多くの避難所でこのような問題を取り上げ、避難所運営の改革に乗り出しています。小学校の教室を利用するなど最低限のプライバシー保護など、避難弱者に対して対策ができると思います。避難弱者の定義を決め、その方々に簡単な証明書の発行を避難所でできればいいと思うのですが、どうでしょうか。

次、二つ目です。本市でブラック校則は存在するのか。

最近、ちょっとニュースとかでも取り上げられているのを目にした方もいらっしゃるのではないのでしょうか。どうなんでしょうね。橋本市では僕もあんまり聞いたことはないんですけど、一応確認のためにこれは一般質問させていただきました。僕の時代は結構、ブラック校則はありました。

この間、教育長ともちょっと雑談していたんですけどね。僕も同じ経験があるんですけど、靴は白じゃないといけないという校則がありまして、僕の靴に線が入っていたんですけども修正液で塗り潰されたりね。ほんまの話ですよ。何でこんなことをされるのかなと思いましたけどね。真っ白じゃないといけな

いという理由がよくわからなかったんですけど、線が入っているだけで修正液で、僕、ちょうど遠足で御幸辻の駅に集合しているときに、「おまえ、線入っとる」って。そして、また先生も修正液を持っとるんですよ。わざわざ用意してまで塗るんやと思って、すごいなと思いましたけど。

中学校に入ったときは、最近ちょっと髪の毛が薄くなってきてあまりわからないんですけど、僕、天然パーマなんです。そしたら、「天パかどうか確かめるのに水道で頭をぬらせ」と言われて、「タオル貸したるさかいに、頭今すぐぬらせ」と言うて、僕、水道で頭洗わされましたからね。何ちゅうことをと思いましたけど、当時は校則がそうやったんで、先生に聞いたんですけど、「先生、何ですか」と言うたら、「校則やから」って。よくわからなくなって。その先生に会うたら今でも嫌みで言うんですけどね。「先生、校則守って頭洗わされたんですけど、今でもしてるんでしょう」と言ったら、先生、「今ではとんでもない」って言ってましたけどもね。なかなか時代なんです。ただ、今もそういう校則がもし残ってればちょっと問題があるので、これは確認のためにちょっと質問させてもらいます。

現状本市では、強制的な時代錯誤の校則は存在しているのか。私が中学生の頃には、正直わけのわからない校則が多くありました。例えば、靴は真っ白でないといけないとか、天然パーマかどうか証明しなければならないなどなど。本当に靴に線があれば修正液で塗り潰されました。今では笑ってしまうような校則がたくさんありましたが、現在でも、全国的にこのブラック校則が存在し問題となっています。強制はしていないがこのような校則がある場合、強制している場合、どちらも時代錯誤であります。本市の現状をお教えください。

それと、学校指定の靴、これ、ちょっと余談なんですけども、ちょっと後でつけ足してしまったんでちょっと文章がおかしくなっちゃったんですけども、学校指定のかばんなどですが、校則と同じようにそれぞれの学校で指定されています。それは問題ないと思うのですが、機能的でないかばんなど、学校側がもっと子どもたちの意見を聞き使いやすいものに変えていくべきではないでしょうか。少し余談ではありますが、この点についてもお聞きいたします。

次、大項目の3番です。行政が言う費用対効果とはどのような尺度なのか。

これは本当に議員をやっててずーっと、ちょうど僕がほんまに議員やらしてもうた13年ぐらい前からこの費用対効果というのが、先輩議員が激しく「その費用対効果はどうなのだ」とか、そういった議論が一般質問、議案審議、予算決算で飛び交ってました。それについては全く僕も問題はないと思うんですけども、今回の一般質問でも多くの方がその費用対効果についていろいろお聞きされてましたし、大切なことだとは思いますが、これも、僕の内容で言うて全くそれを逆に「それって必要なん」という、逆の意味での一般質問です、これは。費用対効果が大切なのはわかっているんやけども、その尺度というのが明確にならない以上、費用対効果の話をして全く無意味だなと自分自身感じるので、それについて一度明確にしておかなければいけないのかなと思って、この3番、一般質問をさせていただきます。

私が初めて議場に立たせてもらった頃、よく議員から、「その事業の費用対効果は」という質問が多くされてましたが、現在、行政の答弁を聞いていても、費用対効果について、「ある」、「少ない」といった回答が増えました。費用対効果を取り入れることは大切

でありますし、我々議員が求めてきたことでもあるので非常によいと思うのですが、少し私自身理解できない部分があるので明確にさせていただきたいと思えます。

それは、行政の言う費用対効果の尺度は何をもっての費用対効果なのか。時と場合で尺度と解釈が変われば、必要な事業、必要な施策の判断が曖昧になってしまいます。費用対効果の基準を明確にしてこそ事業の仕分けもできるのではないのでしょうか。費用対効果の基準と考え方をお教えてください。

この三つです。明確な答弁よろしく願いいたします。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さんの質問項目1、避難所運営の改革で避難弱者の受け入れに対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（上田力也君）登壇〕

○危機管理監（上田力也君）避難所運営の改革で避難弱者の受け入れをというご質問にお答えします。

まず、一点目の本市で授乳室や女性トイレなどを設けている避難所があるかのおたただしですが、市内43の拠点避難所のうち、トイレが男女別になっている避難所は37箇所、多目的トイレがある避難所は23箇所です。また、専用の授乳室がある避難所はありません。

次に、二点目の避難所の基本的な考え方や避難弱者の把握についてのおたただしですが、まず避難所の基本的な考え方としては、災害が発生する危険性があり、避難した住民などを災害の危険性がなくなるまで滞在させ、また、災害により家に戻れなくなった住民などを一定の期間滞在させるための場所として、ある程度的人员を収容できる学校、体育館、公民館などを地域防災計画の選定基準に基づき避難所として指定を行っています。

また、避難弱者については、要配慮者とし

て、身体障がい者、傷病者、認知症の高齢者、体力が衰えている方、妊産婦、乳幼児、外国人などの方々がおられますが、危機管理室で把握しているのは、令和元年10月末現在で、災害時要配慮者として登録をされている1,583人の方となっています。

次に、三点目の避難所へ行きづらい人への配慮は必要と考えているのかのおたただしですが、大規模災害が起これば、市内全域が被災地となりますので、本市としましてもできるだけの支援・環境整備等ができるよう地域防災計画に基づき避難弱者の皆さまのご意見も聞きながら事前準備を進めており、全ての要望を聞き入れることはできませんが、できる限りの配慮は必要と考えます。

次に、四点目の避難弱者の定義を定め、その方に避難所で証明書を発行できないかのおたただしですが、要配慮者に関しましては、平成26年4月改定の橋本市災害時要援護者（要配慮者）避難支援プランが策定されており、災害時要援護者（要配慮者）についての定義も定められています。また、避難所を開設するときは、拠点避難所運営マニュアルにより避難者の名簿の作成が必須となり、また、この名簿の記入項目には配慮が必要であるか否かを記載する項目がありますので、証明書がなくても確認することはできます。避難所運営については、この名簿により管理していくこととなりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さん、再質問ありますか。

17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君）ありがとうございます。そうやろなという答弁をいただいているんですけど、まず最初に、女性用のトイレを分けていただいているというお話やったんで、それは当然かなとは思いますが、授乳室

がないんですよね。基本、やはり子どもがおられる、特に小さな乳幼児がおられるご家庭というのは、やはり子どものことを考えれば、僕は一番先に避難すべきだと思うんです。その親御さんは、子どもがおるからなかなか行きづらいよという。もちろんお子さんが泣いたりだとか、授乳室がない。あと、おむつとかその辺も考えたら家でおるほうがいいのかなというお話もよく聞くんですけど、やはり避難所に避難をしなければいけない現状になれば、皆同じ状況で避難すべきやと思うんです。それで、授乳室がないというのはやっぱりちょっとしんどいかなというふうに僕も思います。これはしていただかないとちょっと具合悪いかと思うんですけども。これは一点授乳室の件についてですけども、ほかのできることでできないことはまた別にして、やっぱりその部分というのは配慮していかなければいけないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）危機管理監。

○危機管理監（上田力也君）授乳室についてはおっしゃるとおりであると思っております。発災して避難所を開設するようになった場合には、今あいている部屋といいますか、学校であれば空き教室であるとか、あるいは体育館の2階の小部屋であるとか、あるいは仮設テントというのを防災倉庫に用意しておりますので、その仮設テントを授乳室がわりにするということも可能ですので、開設の際には自主防災会などとも話をし、そういう方向でその施設を設けていきたいというふうに思っております。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君）ありがとうございます。場所さえあればできることなんで、お金もかからないと思いますんで、テント等があるのであれば。空き教室とかも利用できると思

ますし、その辺は工夫してやっていただければなと思います。1番はこれで結構です。

あと、2番に移りますけども、避難所の基本的な考え方と避難弱者についての把握というのはある程度お答えいただいているんですけども、僕が言いたいのは目に見えない避難弱者というのかな、ほんまは行きたいんやけど行けない人という、そこに焦点を当てているんで、例えば、ここにも書かせてもらいましたが、障がいのあるお子さんとか、ご家族がいられる方もちょっとお話ししたんですけど、やっぱり行きづらいつて。長時間そこでじつとようできない。あと、たまに大きな声も出してしまうときもあるので、やはり皆さんにご迷惑をおかけする。あと、まちのその行く道のりも大変やというのものあるんですけど、行ってもご迷惑をおかけしてしまうんじゃないかなということで、どうしても行きづらいというその意識が働くと。

そういった方と、あと若い女性ね。実際、僕らは何も思わんと思うんですけど、若い女性が僕みたいなおっさんの横で寝るの嫌でしょう。知らん人やったら特に。ただでさえ、ほんまにこれから若い、高校生とか大学生とか二十前後のお嬢さんとかやったら、やっぱり知らん人の隣で寝るといのはすごく気になるし怖いと思うんです。そういった問題も実際全国的には取り沙汰されてきているんで、特に今答弁いただいた中で一番気になるのは、一時的な避難であれば、それは仕方ないと思うんです。

ただ、大規模災害が発生した場合、例えば台風の場合は大規模災害がなければ、台風が通り過ぎれば家に帰れるんで、その場合にそこまでの話というのは難しいと思うんです。短期間の話になってきますんでね。ただ、避難が長期間になった場合は、やっぱり配慮は必要になってくると思うんです。その辺のお

考えはどういうふうにご考慮されるのか。だから、避難所の開設の仕方というのは、短期向けの避難所と大規模災害、土砂崩れなどが起こって、あと洪水などが起こって家に戻れない方がその避難所でどのような生活をしていくかという配慮をこれから考えていかなあかんと思うんです。

この質問をさせてもらうときに、前もお話しさせてもらいましたが、僕、大学ときに神戸でおったんですけども、阪神淡路大震災にまともに遭うとるんです。その中で一番困ったのは、一番最初に避難するのはみんな我慢できるんです、実際。でも、避難が1週間とか5日を超えてくると、やはり周りでのトラブルって出てくるんですよね。それはふだんやったら我慢できるんですけども、相手の事情もわかるんですけどもやはりストレスがたまってくると、人間というのはどうしても何かストレスを発散してしまうんで、怒っている側も怒られている側も実はそんなつもりはなかったとしても、ささいなことでもそういうトラブルにもなりかねない。だからこそ避難所に行けないやという方もいらっしゃると思うんです。その辺、今後の課題として、女性とか、あと、そういう行きたくても行けない人の配慮というのは今後どのように考えておられるのか。具体的には無理だとは思いますが、今回初めて一般質問でこれについて話させてもらったんで、道筋だけはつけておきたいので、今後の考え方をもしあれば答弁いただけますか。

○議長（土井裕美子君）危機管理監。

○危機管理監（上田力也君）まだ本市は拠点避難所で避難所運営訓練もしていないというそういう状況ではあるんですけども、午前中10番議員にもお答えしたんですけども、まずは拠点避難所のスペースにもよるんですけども、やっぱり福祉避難コーナーという、そこ

でそういう授乳室であったり、育児コーナーであったり、子どもが泣いたりもしますんで、そういうようなコーナーのようなものを設けていくというのが大事ではあるというふうに、これは一点考えています。

やはり避難時期が長期になっていくに従って、議員が今お話しいただいたそういうトラブルのようなことも出てきますんで、やっぱり間仕切りであるとか、なるべくプライバシーというか、そういったことを確保できるような、そういうような備品であるとか、間仕切りであるとか、テントであるとか、そういったものを、量にもよるんですけども充実させていくということがストレスの解消につながっていくというふうに思いますのと、もう一つ、避難所というのはルールがやっぱり一番大事やというふうに言われておって、ある人が勝手なことをしてしまうと、それがもとになってまたトラブルになるということもありますんで、これからマニュアルをつくって訓練をしていくんですけども、そういったところから始めていきたいなという、そういう展望を持っております。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君）ありがとうございます。やっぱり具体的にやっていかないとね。例えば、女性専用車両ができたときに、正直な話、僕は男の側として、何でやねんというふうな気持ちはありました、正直な話。でも、ただ男女の性別を問わず考えたときに、やはり弱い女性、被害を受けやすい女性をちゃんと安全な場所をつくってあげることによって、そこを選べるようにできるということは非常にいいことだなと。だから、実際、女性専用車両も定着しましたよね。別に何ら問題ないですよ。ということは、やはり避難所も、若い女性とは言いません。女性に対しての配慮があって女性専用の部屋があってもいいんじ

やないかなと思うんです。正直な話です、これ。

だから、特に市長の施策で小・中学校にクーラーをつけていく話をしている。せっかくやから、そういうので活用してもええん違うかなと思います。特にお年寄りとかもそうですけど、やはり夏場やったら熱中症になりやすいそういった方々を優先的にそういう部屋に入れてあげて、避難所の中ではある意味特別待遇になるんちゃうかという話になるかもしれませんけども、それは物理的な話で、全員入れるのであれば入ってもらえばいいんですけど、入れない場合はやはりそういう弱者を優先してやっていくというのが僕は一番大切やと思うんですね。

だから、せっかく市長がこうやって小・中学校にエアコンをつけて一生懸命やってくれたんで、こういった場面でも活用していったらいいんじゃないかなというのもまず一点思ったんでこの質問をさせもらったんです。そういったのもこれから考えていっていただければいいかなと思います。

それと、自分で言うててどの番号かわかんようになってきたんですけど。あと、新聞等でもこの間ちょっとお話があったんですけど、これもそうなんやなと思ったんですけど、一つ点があって、実はペットを飼われているご家庭というのも、ペットを置いてきて避難所に行かんという。これも僕、ちょっと気になったんですけど、確かにペットってもう昔と違って、昔もそうやったんかもしれないですけど、家で飼われているペットが多いですよ、今ね。ということは、四六時中一緒におるんでもう離れられないんですよ。昔みたいに外で犬を飼ってて、避難所に行ってグラウンドにくくって、そこで餌をあげたりとかしてたまに見に行く分にはいいんですけど、家の中で完全に家飼いしてしまってい

るんで、外に暑い夜でしたらまだましかもしれないんですけど、真冬にそんなとこに自分のとこのペットをとてもしないけど置いていけないという飼い主の方もいらっしゃるという話をお聞きして、実際僕もペットを飼ったことはあるんで、確かにそうやなという気もするんですけど、そういった方もいらっしゃるんで、でも、だからと言ってペットと一緒に避難できる部屋をつくれと言うとるのと違いますよ。

それで解決策というのが結構おもしろい話があって、段ボールのペット用のグラウンドで寒くないように囲いをつくって、ちょっと大きめの小屋をつくってそこでペットを入れてもらう。それはもちろん飼い主側の責任でね。家をつくるのもそうなんですけど。ただ、そういうつくり方というのもテレビでやっていました。そういったものもちょっといろいろ研究していったら、ペットについてもある程度は連れてきても、ほかの方の迷惑にならないように配慮ができるん違うかなと思ってテレビを見てたんですけども、そういったのもまたちょっと研究していただければなと思います。

ここで一番言いたかったのは、本当に女性とか、あと、障がいをお持ちのご家庭とか、家族がいらっしゃる方、ご本人もそうですけども、そういった人の気持ちになって避難所の開設のプラスアルファをしていくというのは大事やと思うんです。基本的な考え、昔は毛布どないするんやとか、食料をどないするんや、水をどないするんやという話から始まっているんですけども、今はそれは至極当然なことで、やっていって当然なことになっています。何でもそうなんですけど、できてしまうとハードルが上がりますよね。

今、市民から求められている、全国的にニーズを求められている何かって言ったら、今

度はやはり弱い人の声を、じゃあ、どういうふう避難所に吸い上げて、避難所に避難してもらえる形をとるかというのが大事やと思うんです。だから、我々のような男の考え方とかではなくて、ごめんなさい、これはちょっとおかしいな、言い方悪いな。ごめんなさい。僕みたいなちょっと大ざっぱな考え方ではなくて、繊細に考えていかないといけないかなど。私自身全然繊細ではないのでその辺に気がつかなかったんですけど、とある人からちょっとそのお話を聞いたときに、そうやなと思いました、実際。自分がその人立場に立ったら行きづらいなと本当に思いました。だから、行政としてもそれはぜいたくやって考えるのではなくて、弱い方のニーズやというふうに考えていただきたいんです。そのニーズに込めていくというのが、やはり避難所運営でももちろん大事だし、全体のバランスを見たときにやはりトラブルも少なくなると思います。

だから、そういった部分でそういった弱者のニーズを拾い上げて、一見聞いたらぜいたくに聞こえるかもしれませんがもそうではなくて、弱い人たちが至極自然に安全に避難できる環境をつくっていただきたいと思うので、最後に一点お聞きします。そういったニーズに耳を傾けて、できることから始めていただければ結構です。全部やれとは言いません。できることから始めていただけるかどうか、最終的にお聞きいたします。

○議長（土井裕美子君）危機管理監。

○危機管理監（上田力也君）そういう方向で今後調整、関係の団体等も話をしながら進めていきたいと思っております。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目2、本市でブラック校則は存在するののかに対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）本市でブラック校則は存在するののかというご質問にお答えします。

中学校生活における服装、頭髪、持ち物等に関する規定、いわゆる校則につきましては、学校により名称や位置づけに若干の違いはございますが、全校で定めているところです。ブラック校則については、現状としては、一般常識と比較して著しく理不尽であると感じられるようなものはないと認識しています。

議員が例示されました靴につきましては、全校とも運動に適したものという規定をしており、色について派手でない色と規定している学校はございますが、白色でなくてはならないと規定している学校はございません。

かばんにつきましては、指定かばんを設けている学校は5校中2校であり、3校は生徒が自由に選べる状況です。

また、頭髪に関しましては、生まれつきの頭髪であることを証明させたり、無理やり直させたりといったことは行っていませんが、脱色や染髪等は禁止しています。学校生活を円滑に進めるため、また望ましい学習環境を維持するために一定のルールは必要であるとの認識から、適切な内容であると考えています。

次に、学校側がもっと子どもたちの意見を聞き、使いやすいものに変えていくべきではないでしょうかのご指摘ですが、本市としましても、時代の変遷とともに学校のルールを見直すことは必要であると認識しています。現時点で校則の見直しについて生徒から要望が上がっている中学校はございませんが、過去には生徒から通学かばんを自由化してほしいとの申し出があり、学校が生徒の意見に耳を傾け、生徒、保護者、教員が話し合いを重ね、通学かばんの自由化を行った学校もございます。

今後、校則見直しの要望が上がってきた場合には、各学校においてその要望に対してしっかりと耳を傾け、柔軟に対応してまいります。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さん、再質問ありますか。

17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君）ありがとうございます。なければいいです。なければよかったです。

ただ、1個だけ、これは要望なんですけども、さっきのかばんの話はちょっと余談って言ったんですけど、僕、学校指定が悪いと言うとると違うんですよ。学校指定は学校指定で僕、すごくいいことやと思います。僕は全部学校指定のかばんで通っていたので、すぐ自分のとこの生徒がどうかもわかりますし、すごくいいなどは思うんです、それは。ただ、学校側が決めて、子どもたちに買ってもらうというのかな、それをするとき子どもたちがどういうニーズを持っているかを聞いて学校指定したたらいいいと思っとるんですよ。学校側が決めたもので、これ、使ったときと言うたら、僕らのときは特にそうやったんですけど、かばんの中に分けるのがなくて、お弁当の汁をこぼしたら、全部教科書がお弁当の汁で真っちゃっちゃになったんですよ。とてもええにおいした教科書がで上がるんですけども。そんな状態になるようなかばんを何気なしに使ってたんですけど、今よう考えたら、分けれたらそんなことにならないのになとかね。今は知りませんよ。今は僕ちょっと使っていない。

だから、そういった子どもたちの使いやすいニーズというのを聞いて学校指定をしてあげれば、子どもたちがすごく使いやすいんじゃないかなと。もちろん自由化がいいと子どもたちが決めれば、それはそれで構わないと

思うし。僕は、だから、学校指定が悪いとか、子どもがばらばらにするのがええとかそういう話ではなくて、やはり学校指定するにしてもニーズを聞くべきやなというのがあるんで。

それと、あと、ブラック校則、今子どもたちがどう考えているかはわからないですけども、教育委員会の把握のもとではないよということ。ただ、校則は必要やと思います。校則が悪いとは言いません。ブラックな校則は問題がありますけども、やはり一つの社会で生活していく上でルールというのはあってしかりのものなので、学校校則がなくなれば全て自由化になっていくというのは、それは僕は逆に反対なんで、校則自体は悪いとは思いません。ただ、ブラックな部分が気になったのでこの質問をさせていただきました。なければもう結構です。

2番を終わります。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目3、行政が言う費用対効果とはどのような尺度なのかに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（小原秀紀君）登壇〕

○総務部長（小原秀紀君）行政が言う費用対効果とはどのような尺度なのかというご質問にお答えします。

費用対効果は、行政が事務を行うにあたり、最少の費用で最大の効果を上げるために、常に意識すべき考え方です。

費用とは、人件費など事業実施のために必要な金額であると考えますが、これに対しての効果はさまざまな基準があると考えます。

例えば、システムの導入などにより職員の作業時間が短縮されたり、事業を直営から委託に変更することでコストが下がるなどの定量的な効果もあれば、住民の利便性が向上することなどの定性的な効果もあります。定性的なものについては感覚的になりやすく、満

足度調査やアンケートなどによりできるだけ数値化して効果を検証する必要があると考えています。

効果を検証する尺度ですが、成果指標や活動指標といった目標数値に対する達成度により効果の程度を検証したり、他市でも実施している業務については、他市とのコストを比較することで効果を検証する場合があります。

また、企業誘致事業や移住定住の促進などの事業においては、件数などの定量的な評価のほか、他市にはない事業を実施するなどの戦略的な効果も考慮する必要があります。

一定の基準により事業の是非を判断することは、行政事務において困難なものもありますが、過去からの実績の推移や他市との比較をすることで、より効果的な実施方法の検証などを行うことが費用対効果の尺度となると考えます。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さん、再質問ありますか。

17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君）ありがとうございました。非常にいい答弁をいただいていると思うんですけども、僕、この質問をするのは誤解がないように言いますよ。僕、費用対効果があかんとするつもりもないし、費用対効果がなかってもええという話でもない、あってもええという話でもない。ちょっと自分の立場がようわからんですけど、ほんまに疑問に思ったのは、その尺度で全部費用対効果をはかって、事業評価もして、当てはまりますか。当てはまって、今の事業って残っていますか。当てはまらないものもあるでしょう。ですよね。じゃあ、その場その場の尺度が変わってしまうと、何を残して何が消えていくんかというのは見えづらくなりませんか。

これって僕ら議員が、昔から費用対効果の話がよく出て、一番わかりやすいのは一つの

事業にある程度の金額、人員を配置して、見えやすい形で言うたらこれだけの成果がありました、これだけのものが生み出されましたというのはもちろんわかりやすいんですけども、でも、本当に眠っている市民ニーズというのはそういう評価に現れていない部分って大きいん違いますか。

だから、費用対効果のあるものないものという答弁をよくいただいて、この頃ふと疑問に思ったんですけど、じゃあ、全ての事業をそれに当てはめていったら、それに当てはまらないものは全部消えていくんですか。僕、そこが疑問なんです。当てはまってない部分ってあると思うんですけども、その当てはまってない部分というのは、じゃあ、どういう尺度で評価しているんですか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）市の事業についてはいろいろな事業があります。法律でこれはやらなければならないというふうな事務もありますし、また国から委託されたような事務がありますので、これにつきましては費用対効果に関係なしに、当然コストは低く抑える必要があるんですけども、費用対効果は関係なしにやる必要がある事業はかなりたくさんあります。

それとは別に、市が独自でやる事業などでは特に費用対効果という言葉を使って、かかったコストに対してどれだけの効果、これは効果は金銭的な部分でやるのが一番わかりやすいんですけども、そういう場合でその事業をやるかやらないか、効果があったかというのを評価しているわけなんですけども、満足度調査でやる場合もありますけれども、効果が低いからと言って、やっぱり市民生活に影響がある事業は当然やらなければならないですし、それをやることによって市民生活が向上する場合は、ある程度のコストがかかっ

て効果が数値で現れなくてもやる必要がありますので、それは事業によってさまざまな評価方法もありますし、全てが費用対効果ではかれるものではないというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君）ですよね。そうですね。ということは、じゃあ、その費用対効果ではかられへんものをやめるときというのは、何を基準にやめるんですか。費用対効果だけじゃなくていろんな調査もせなあかんけど、それって見えてこないんですよ。でも、僕ら議員というのは、やはり行政側ではなく住民側のトップで、選挙で選ばれてこっちに来ているので、どうしても住民の意見、だから、市長がよくお金のことを考えんと言わんといってくれてよう言われる。僕、そのとおりやと思うんですよ。僕、それについて、やってほしいときとかやらへんことについて言うている話じゃなくて、その曖昧さというのは、僕は行政にあってしかりのものやと思ってるんです。

でも、やめるときとかやらなくなったときには、費用対効果が見込めないの、その部分についてはやめていくべきものや。わかるんですよ。納得できるものもあるんですよ。でも、納得でけへんものもあるんですよ。だから、その尺度って何かなと思って。納得できるときというのは確かに、例えば、例えばの話ですよ。多額のお金を突っ込んで利用者がすごく少ないとか、それは目に見えてわかるし、市民がやってほしいやしてほしいという声はあるけども、実際、でも利用している人数を見たら少ないとか。それはもう費用対効果ではかれると思うんです、いくらニーズがあったとしてもね。

でも、お金がかかるから、その費用対効果が見込まれへんからやめると言うんやったら、

ほとんどの事業がそうちゃいますか。さっき部長がおっしゃったけど、行政ってそういう仕事違いますか。だって、そうじゃなかったら、見合った費用をとったらいじゃないですか。費用対効果を求めるんやったら、いいものをつくってその料金をとったらええんやけど、そういうわけには行政はいかないでしょう。民間じゃないんやから。ですよね。

だって、橋本市の予算で人件費の占める割合って高いですよね。何で高いかと言うたら、その人件費によってサービスを生み出しているからでしょう。もうけたお金でそのサービスを生み出しているわけじゃないでしょう。企業やったらとおに倒産していますよ。そんな会社はないですよ、人件費が一番高いって。そんな企業はないです。

だから、僕が言いたいのは行政はそれがしかりなんですよ。でも、なぜかその費用対効果に走ってしまうから、その話と実際の行政の現状が離れているから、じゃあ、尺度は何やろうって僕、疑問に思うんです。だから、やめていく内容のものというのものも、実は費用対効果でははかられへん部分があるんじゃないかなと。その部分についてどういうふうに今後考えていかなあかんか、まずその前提のためにこの費用対効果の尺度を聞いたんです。だから、決算でも予算でもよく費用対効果を聞くけども、実際その費用対効果ってもってはかられへん部分ってあるん違うんかなって。だから、その部分を掘り起こしていかんと本当のニーズって見つからんのちゃうかなと思って聞いているんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）大変難しいご質問で、費用対効果につきましては先ほど答弁させていただきましたとおりにいうふうになっております。それで、やめる場合ですけれども、

いろいろな尺度があると思います。目標を設定してあって、それに達成したからやめる場合もありますし、思ったほど効果がないからやめる場合もありますし、それはその事業によってまちまちだと思います。それと、新しい事業をする場合にコストで比較できる場合は、かけたコストより効果が上がる場合はやりやすい、やる説得材料になるというふうなこともありますので、そういうふうな使い方をする場合もあります。

ただ、自治体の事務というのは多岐にわたりますし、先ほど言いましたようにいろいろな事業がありますので、それを統一的な尺度ではかるというのは非常に難しいことです。それはその事業事業での確な費用対効果の算出方法を検証して、それによって判断していくというのが今考えられるやり方なのかというふうには思っております。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さん。

○17番(岡 弘悟君)そこが気になるんです。事務事業評価とか大事ですよ。でも、それに全部当てはめて評価できないでしょう。できたら簡単ですわね。僕らも見やすいですよ。事務事業評価当てはめて、この事業は要らんか要らんのかって言ったら、決算でも予算でも見やすくいい。これ要らんやないか、評価に合わせたらこれちょっと外れてるんちゃうかって、それは簡単でいいです、それやったらね。でも、行政の仕事というのはそういうわけにもいかん。だから、僕らも一生懸命内容を調べて、この現状はどうなっているんかというのを聞くんですよね。だから、全てが全て費用対効果でないということも、もちろん行政の方もわかっておられる。当然ですよ。

僕もそれをわかって何で質問しているかと言うたら、つつい費用対効果の話に走りがちやから。でも、行政の実態というのは費用

対効果だけ求めるものではない。そもそも住民サービスというのは、費用対効果の薄いものでもしていかなければいけないのが行政。民間というのは、費用対効果が大きいものを追い求めるのが企業。利益団体やからね。だから、僕、今、市長の施策を批判しているわけではないですよ。ほんまに費用対効果が必要なものは費用対効果をつくっていけばいいと思う。でも、それをするのであれば、僕は正直ほんまに費用対効果が上がる事務評価をすべきやと思いますよ。あまり深くまで言いませんけど。

ほんまにもうけ、利益を求める部門というのは、指定管理者制度があって、そこをお願いするのであれば、やはりそれは厳しく評価していかないといけないと思うし、でも、その必要のない住民に対するサービスというのは、やはりその費用対効果というのを決めるときには非常にシビアな判断が必要になって、もちろんそれは最終市長がいつも判断して、しんどい部分もやっていただいているのはよくわかっているんですけども、でもそれって目に見えへん部分があるんで、僕が一番気になるのは、一つの尺度でははかれないのであれば、今、部長がおっしゃったみたいに、例えば教育部門もそうやけど、教育部門は教育部門の尺度を持つべきやし、商工業は商工業の尺度を持つべきやと思うんですよ。そういった尺度の細分化ができていないから、僕らも見にくいしわかりにくい。その細分化をしていけば、もっと本当に必要な事業なのか、本当に必要じゃない事業なのかという細分化ができると思います。ということは、もっと細かくスクラップアンドビルドができるはずやと思うんですよ。

だから、僕は新しい事業をするためには、僕、市長がお金ないという話は当然やと思います、ないんやから。じゃあ、僕は議員とし

て昔から言われているように、僕はスクラップアンドビルドしかないと思うんですよ。じゃあ、そのスクラップアンドビルドに行き着くには、その細分化がないとおかしいでしょう。だから、今の事務、この尺度がないのに決められないんやったら、僕はつくっていかんあかんし、そして費用対効果ばかり走ってしまうと、それは行政の仕事じゃないと思うんです。だから、その辺をもう一度、ちょっとバックしますけども戻って、一回行政として立ち戻ってほんまのサービスは何かというのを考えるべきやと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）現行やっております事務事業評価につきましては、また総務委員会でも報告させていただきましても、今年度も実施いたしまして、181事業だったと思うんですけども、について評価をしております。ただ、その評価の方法につきましては、コストを出してその活動指標でありますとか、成果指標を出して、それを担当課のほうで評価したのを内部で検討するというようなやり方ですので、それがその事業の評価の指標として本当にいいのかということについては、我々も不十分であるというように思っております。

ということですので、事務事業評価についても議員が言われるように、もっと市民にとってもわかりやすい、第三者が見てもわかりやすいような形でそれぞれの指標について検証して、事務事業評価についてもやりかえる必要があるというふうに考えておりますので、かなり難しい課題であるんですけども、他市でもかなり先進的なやり方をやっている事例もありますので、またそういうのを見てちょっと勉強させていただきたいというふうに思います。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

ごめんなさいね、難しい質問やと思います。ただ、ほんまに僕は逆の立場なんです、ほんまに。費用対効果が大きいからやります、費用対効果が少ないからやめますという話ではないと思うのが、僕、それが行政やと思うんです。だから、もちろんお金をかけて費用対効果がないって明確にわかる場合はそれでいいとは思いますが、目に見えないサービス、お金にならないサービスをするのが行政でしょう。ですよ。そこを費用対効果ではかると抜けてしまうので、そこだけで判断するのではなくて、本当に何が市民に必要なのか、本当に橋本市にとって何が必要なのかを考えて事務事業評価をしていって、スクラップアンドビルドをしていけばいいんじゃないかなと思ってこの質問をさせてもらったんです。

だから、尺度がなくて当然やと思って、意地悪な質問をしとるんです。わかっとるんです、そんなことは。答えにくいのも十分わかって質問させてもらっています。無理ですよ。だって行政の仕事がもともとそういうふうな尺度を持ってしまったら簡単でいいけど、それやったら行政の仕事になりませんのでね。行政というのはそういう企業が追い求めない利益の部分を支えるものであって、そのために橋本市の市役所も日々汗をかいているということなんで。だから、我々議員も聞き過ぎるんで、その辺は非常に僕も反省はしとるんですけども、そういう聞いている部分で、聞かなあかん事務事業評価というか、費用対効果もあるんですよ、実際ね。お金がかかってこだけしか、例えば、今回やったらサマーボールの件で14番議員も質問されて、それは大事なことやと思います。そういった部分というのは、目に見えて来場者数とかも関係し

てくるんで、そういうのは大事かなとは思
うんです。

でも、先ほど部長も答弁されたはかれない
部分、そういったところの評価というの
もやはりもっと細分化して、何にとっ
て市民にとってプラスなのか、マイナ
スなのかと考えて、お金がかかってし
まって費用対効果が少ないかどうか
という判断だけではなくて、もう一
つ掘り下げて考えていただきたいので
、いいお答えをもうてるんでこれ以上
言うつもりはないんですけども、少し
難しい問題やとは思いますが、その
辺を考えてこれからちょっと事務事業
評価だけではなくて、ニーズの掘り起
こしと、それによって橋本市に本当
にプラスかマイナスか。

だから、やめにくい事業もあると思
うんで

す、実際ね。それをわかって言う
とるんですよ。だから、ここの尺度
の話をしとるんですよ。でもそれは
尺度がないのであれば、やめにくい
事業はどんどんやめずに進んでい
くじゃないですか。だから、そうい
う部分の尺度をつくっていかなあか
んということと言うとるんで。本当
に市民のためになっていないのかの
事業評価をこれからしていただきたい
と思います。いい答弁をもらって
いるので、これ以上言いません。

以上で終わります。

○議長（土井裕美子君）17番 岡
さんの一般質問は終わりました。

この際、午後3時まで休憩いたします。

（午後2時46分 休憩）